

平成29年第5回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年5月25日(木) 午後3時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員15名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

(欠席)

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠番)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

(2) 欠席委員

10番 岩坂 一明

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第18号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

7 報告事項

(1) 報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第13号 農地法第18条の規定による賃貸借の解約の通知について

(3) 報告第14号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

8 議事

開会 16:30 閉会 17:36

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第5回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号13番 東 克芳 委員 及び 議席番号14番 大宮 正 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第16号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第16号の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 【議案第16号、1番から3番を議案書をもとに朗読】 受付番号1番から3番については、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上18筆4,595㎡で内訳は田が2,426㎡、畑が2,169㎡です。

議 長	それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号13番 東 克芳委員よりご意見をお願いいたします。
東 委員	13番東です。申請番号1番について報告します。昭和55年に先代のおばあちゃんが耕作していましたが亡くなって親戚の方が作れなかったので草刈りなど管理していました。能登半島地震で空き家になっていた家も壊し、それと同時に譲渡人の夫が亡くなりましたが、家も土地もないという事で譲渡人がなくなった方のいところでしたのでなんとか管理していこうという事で今回の譲渡に至りました。今まで放置しており今後は草刈り等の管理を行うという事で近隣の方には良いことだと思っています。以上です。
議 長	次に申請番号2番については私より意見を述べます。
向面会長	譲受人と会い確認したところ、町野地区の土建業者に勤めていましたが退職し、これからは百姓をするという事でした。曾々木ですので砂地で肥沃ではありませんが本人はやる気がありました。そういうことでしたのでよろしく申し上げます。
議 長	次に申請番号3番について地区担当委員議席番号1番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。
坂下委員	はい、1番坂下です。現地に行って確認してきましたが、田の形状はそのまま名義が換わるだけで周りへの影響はありません。JAの方にも確認しましたが田として利用しており特に問題はないとの事でしたので当事者には会えませんでした。問題ないと確認してきました。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第16号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご

	ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第16号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第17号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書8ページをご覧ください。議案第17号の農地法第5条の規定による許可申請承認についてです。今月は6件です。1番から3番については所有権移転で4番から6番については賃貸借権設定です。 【議案第17号、1番から6番を議案書をもとに朗読】 なお、1番については、農地の広がり10ha未満であることから第2種農地と考えており、また植林であり、他に代替性がないものと考えております。 2番については、用途地域が定められている(第一種住居地域)ことから第3種農地であり原則許可であります。 3番については、農地の広がり10ha未満であることから第2種農地と考えており、また地区の集会所の駐車場であり、他に代替性がないものと考えております。 4番については、農振農用地ではありますが、能越道に関する建設残土置場として期間が1年の一時転用であることから妥当と考えております。 5番及び6番については、農振農用地ではありますが、能越道に関する現場事務所として期間が3年の一時転用であることから妥当と考えております。 以上所有権移転が4筆1,641㎡で内訳は田が1,641㎡です。賃貸借権設定は4筆1,953㎡で内訳は田が1,953㎡です。
議長	それでは申請番号1番及び2番について地区担当委員議席番号1番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。

坂下委員	<p>1 番について先日現地を確認してきました。譲受人立ち会いの下行って きました。現地まではがさやぶで行けませんでした。国道から確認でき ました。大きい杉の木も生えている状態でした。</p> <p>2 番については 23 日に現地を確認してきました。現地を見ると草も刈 ってあり、周辺の箇所もきれいにしてありました。15 年ほど前から草 だらけで葎なども生えていました。周りに対する影響はありませんので よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 1 6 番 新谷 義治委 員よりご意見をお願いいたします。</p>
新谷委員	<p>1 6 番新谷です。先日 23 日に現地を確認してきました。場所は三井町 い長沢で集会所の横が申請地です。集会所に来たときの駐車場に使用し たいとの事でした。周囲には何ら悪影響はない事を確認してきました。 よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に申請番号 4 番から 6 番について地区担当委員議席番号 9 番 新澤 晟委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新澤委員	<p>9 番新澤です。4 番の県ですが能越道の残土を入れたいという事で、最 終的にはどうなるかわかりませんがどこかの業者が埋め戻しに使うよう に聞いてきました。</p> <p>それから 5 番 6 番に関しては能越道の売れ残りの場所で借受人が貸出人 から借受けて事務所と駐車場として利用したいとの事です。能越道の仕 事が終われば撤去する予定です。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 1 7 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご ざいませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第17号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【議案第18号】の農地利用集積計画について議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 16 ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は 4 件です。農地中間管理機構への利用権設定が 1 件でその他の利用権設定が 3 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】</p> <p>以上、農地中間管理機構への貸借については畑が 17,366 m²で計 17,366 m²です。作物別設定面積はその他が 17,366 m²で計 17,366 m²です。</p> <p>農地中間管理機構以外の貸借については田が 16,300 m²で計 16,300 m²です。作物別設定面積は水稻が 16,300 m²で計 16,300 m²です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>（意見・質問なし）</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第18号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>（「異議なし」との声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第18号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第12号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 21 ページをお開きください。報告第 12 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 7 件です。</p>

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

以上合計 77 筆 23,297.33 m²で内訳は田が 15,489 m²、畑が 7,729 m²です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質問なし)

議長 それでは【報告第 12 号】を終わります。
次に【報告第 13 号】の農地の賃貸借の解約について通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書 26 ページをお開きください。報告第 13 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知についてです。今月は 1 件です。

【議案書にもとづいて、農地の解約の通知の内容を朗読】

以上合計 4 筆 2,364 m²で内訳は田が 2,364 m²です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質問なし)

議長 それでは【報告第 13 号】を終わります。
次に【報告第 14 号】の農地法の適用を受けない土地の証明願について届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書 28 ページをお開きください。報告第 14 号非農地証明願承認についてです。今月は 2 件です。

【議案書にもとづいて、非農地証明の内容を説明】

なお、1 番については、昭和 48 年に居宅を建設した際に隣地の家庭菜

	<p>園として利用していた畑をそのままとしていたためであり、 2番については、既に山林原野化しているためです。 以上2筆240㎡で内訳は田が171㎡、畑が69㎡です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番については私より意見を述べます。</p>
向面会長	<p>先般、現地を確認してきました。住宅の敷地であり農地の形跡はありませんでした。以上確認してきました。</p>
議 長	<p>次に申請番号2番について地区担当委員議席番号6番 安 津久人委員よりご意見を願います。</p>
安 委員	<p>6番安です。先日23日に現地を確認してきました。現地は気勝平の団地の下です。現状は既に植林されており完全に山林となっていました。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>それでは【報告第14号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については来月行います。</p>
議 長	<p>それでは第5回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。</p>

平成29年5月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 1 3 番

署 名 委 員 1 4 番
